

令和4年1月17日

三浦市議会議長 草間道治様

三浦市議会議員政治倫理審査会

委員長 出口真琴

### 審査結果報告書

令和3年12月3日に本審査会に付託された件について、三浦市議会議員政治倫理条例第9条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

#### 記

1. 審査対象議員 蓮本一朗議員
2. 付託事案 蓮本一朗議員の議会外における行為について
3. 審査結果 調査請求について否（適さないもの）と決定した。
4. 審査の経過 審査会開催日

令和3年12月3日、12月9日、

令和4年1月14日、1月17日

審査の概要は別紙のとおり



## 【別 紙】

〈審査の概要〉

### 第1回審査会 令和3年12月3日

#### 1 審査事案の付託

草間道治議長から、嘉山登美子氏から提出された蓮本一朗議員に対する三浦市議会議員政治倫理調査請求書に関する審査を付託された。

#### 2 調査請求内容について

議会事務局長から、これまでの経過、調査請求書に関する事項、今後の審査の流れについて説明した。

### 第2回審査会 令和3年12月9日

#### 1 調査請求の適否について

調査請求の適否に関する議論をするに当たり、調査請求者及び当該議員への聴取の要否について協議を行い、採決の結果、聴取は行わないことを決定した。

### 第3回審査会 令和4年1月14日

#### 1 調査請求の適否について

調査請求の適否に関する議論を行い、採決の結果、本調査請求については否(適さないもの)と決定した。

なお、委員から述べられた意見は、おおむね次のとおり。

〈否とすべき〉

- ・行政書士の業務に関する件は、行政書士会から業務改善命令と厳重注意処分がされている。本市議会においては、議長から二度にわたり厳重注意がされている。また、当該議員は所属会派代表の辞任や本会議での謝罪をしている。これらのことから、本件は解決済みである。
- ・行政書士の業務は当該議員個人の仕事として行われたものであり、個人間の話は審査会で取り上げるものではない。
- ・後援会に関わる件は後援会組織や個人の問題であり、市議会で取り上げるものではない。

〈適とすべき〉

- ・ 審査に値するということ適とみなす。
- ・ 調査請求書の内容について詳しく調査すべきである。
- ・ 疑惑を持っている市民がいることは事実である。請求に対して事実確認をすることが必要だと思う。

## 2 当該議員からの意見

三浦市議会議員政治倫理条例施行規程第8条に基づき、蓮本一朗議員の出席を求めて意見を聴いた。

なお、蓮本議員から述べられたことは、おおむね次のとおり。

- ・ 審査にあずかった政治倫理審査会の委員には、多大なる労度をおかけしたことをおわび申し上げる。
- ・ 今後は、政治倫理条例の趣旨を銘記し、これにもとることのないよう行動に留意する。

**第4回審査会**      令和4年1月17日

## 1 審査結果報告書について

審査会から議長に行う審査結果の報告について、報告内容を決定した。